監査公表第 12 号

財政的援助団体等監査結果の公表について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第７項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第９項の規定により次のとおり公表します。

平成 29 年３月７日

糸魚川市監査委員　齋藤　隆嗣
糸魚川市監査委員　髙澤　　公

１　監査の種類

財政的援助団体等監査

２　監査の対象

補助金交付団体	補助金名	所管課
糸魚川市社会福祉協議会	社会福祉協議会補助金	福祉事務所

３　監査の実施日

平成 29 年２月 10 日

４　監査の方法

平成 27 年度の補助金に係る出納その他の事務の執行について､提出された資料及び提示のあった関係書類等に基づいて監査を実施した。

５　監査の結果

監査の結果、おおむね適正に執行されていると認める。なお、監査の際に見受けられた軽微な事項については、補助金交付団体及び所属長に留意又は改善を促した。